

法律第 8217 号

社会的企業育成法

第 1 条(目的) この法律は、社会的企業を支援し我が社会で十分に供給されていない社会サービスを拡充し新しい就労を創出することにより、社会統合と国民生活の質の向上に寄与することを目的とする。

第 2 条(定義) この法律で使う用語の定義は次の通りである。

1. “社会的企業”とは、脆弱階層に社会サービス又は就労を提供し地域住民の生活の質を高めるなどの社会的目的を追求しながら、財貨及びサービスの生産販売など営業活動を遂行する企業として第 7 条によって認証を受けた者を言う。
2. “脆弱階層”とは、自身に必要な社会サービスを市場価格で購入することが困難な階層を言い、その具体的な基準は大統領令で定める。
3. “社会サービス”とは、教育、保健、社会福祉、環境及び文化の分野のサービスその他これに準するサービスとして大統領令で定める分野のサービスを言う。
4. “連携企業”とは、特定の社会的企業に対し財政支援、経営諮問など多様な支援を行う企業であって、その社会的企業と人的、物的、法的に独立して存在する者を言う。
5. “連携地方自治団体”とは、地域住民のための社会サービス拡充及び就労創出のために特定の社会的企業を行政的財政的に支援する地方自治体を言う。

第 3 条(運営主体別役割及び責務) 国は、社会サービスの拡充及び就労創出のために社会的企業に対する支援対策を策定し、必要な施策を総合的に推進することとする。

地方自治体は、地域別特性に相応しい社会的企業支援施策を策定し実行することとする。

社会的企業は、営業活動を通じて新たに創出した利益を社会的企業の維持拡大に再投資するように努力することとする。

連携企業は、社会的企業が新たに創出した利益を取得することがあってはならない。

第 4 条(社会的企業育成委員会) 社会的企業に関する次の各号の事項を審議するために労働部長官の下に社会的企業育成委員会 (以下“育成委員会”と言う)を置く。

1. 第 5 条による社会的企業育成基本計画の審議
2. 第 7 条による社会的企業認証の審査基準に関する事項

3. 第 7 条による社会的企業の認証

4. 社会的企業の支援のために必要な事項として、その他大統領令が定める事項

育成委員会は委員長 1 人を含む 15 人以内の委員で構成し、委員長は労働部次官とし、委員は大統領令が定める関係中央行政機関の公務員及び社会的企業に対して学識と経験が豊かな者の中から労働部長官が委嘱する者とする。

育成委員会の運営に関し必要な細部事項は労働部令で定める。

第 5 条(社会的企業育成基本計画の策定) 労働部長官は社会的企業を育成し体系的に支援するために、育成委員会の審議を経て社会的企業育成基本計画(以下“基本計画”という)を 5 年ごとに策定しなければならない。

基本計画は次の各号の事項を含まなければならない。

1. 社会的企業に対する支援の推進方向
2. 社会的企業の活性化のための環境整備に関する事項
3. 社会的企業の運営支援に関する事項
4. 社会的企業の育成及び支援のために、その他大統領令が定める事項

労働部長官は、基本計画による年度別施行計画を毎年策定実行しなければならない。

基本計画及び年度別施行計画の策定実行に関して必要な事項は大統領令で定める。

第 6 条(実態調査) 労働部長官は社会的企業の活動に関する実態調査を 5 年ごとに実施し、その結果を育成委員会に通報しなければならない。

第 7 条(社会的企業の認証) 社会的企業を運営しようとする者は、第 8 条の認証要件を充たして労働部長官の認証を受けなければならない。

労働部長官は第 1 項による認証をしようとする場合には育成委員会の審議を経なければならない。

第 8 条(社会的企業の認証要件及び認証手続き) 社会的企業で認証受けようとする者は次の各号の要件をすべて充たさなければならない。

1. 「民法」上の法人、組合、「商法」上の会社又は非営利民間団体など、大統領令が定める組織形態を充たしていること
2. 有給勤労者を雇用し財貨とサービスの生産販売など営業活動を遂行すること
3. 当該組織の主たる目的が脆弱階層に就労又は社会サービスを提供して地域住民の生活の質を高めるなど、社会的目的を実現することにあること。この場合の具体的な認証基準は大統領令で定める。
4. サービス受患者、勤労者など利害関係者が参加する意思決定構造を整備すること
5. 営業活動を通じて得る収益が大統領令が定める基準以上であること
6. 第 9 条による定款や規約などを整備すること

7. 会計年度別で分配可能な利潤が発生した場合は、利潤の3分の2以上を社会的目的のために使うこと(「商法」上の会社の場合に限る)

8. 運営基準に関し、その他大統領令が定める事項を定めること

労働部長官は社会的企業を認証した場合は、これを官報に掲載しなければならない。

社会的企業の認証方法及び認証手続きに関して必要な事項は労働部令で定める。

第9条(定款など) 社会的企業として認証を受けようとする者は次の各号の事項を記載した定款や規約など(以下“定款等”という)を整備しなければならない。

1. 目的

2. 事業内容

3. 名称

4. 主たる事務所の所在地

5. 機関及び支配構造の形態、運営方法及び重要事項の意思決定方式

6. 収益分配及び再投資に関する事項

7. 出資及び融資に関する事項

8. 従事者の構成及び任免に関する事項

9. 解散及び清算に関する事項(「商法」上の会社の場合には分配可能な残余財産がある場合、残余財産の3分の2以上を他の社会的企業又は公益的基金などに寄付する内容を含まなければならない)

10. その他大統領令が定める事項

第1項による定款等の変更がある場合は変更日から14日以内に労働部長官に報告しなければならない。

第10条(経営支援など) 労働部長官は社会的企業の運営に必要な経営技術、税務、労務、会計などの分野に対する専門的な諮問及び情報提供など各種支援をすることができる。

労働部長官は第1項の支援業務を大統領令が定める政府出捐機関や民間団体に委託することができる。

第11条(施設費などの支援) 国及び地方自治体は、社会的企業の設立又は運営に必要な敷地購入費、施設費などをサポートすることを目的として融資し、国・公有地を賃貸することができる。

第12条(公共機関の優先購入) 「中小企業振興及び製品購買促進に関する法律」第2条第8号による公共機関の長(以下“公共機関の長”という)は社会的企業が生産する財貨やサービスの優先購買を促進しなければならない。

公共機関の長は「中小企業振興及び製品購買促進に関する法律」第10条第1項によって購買計画を作成する場合には、社会的企業が生産する財貨及びサービスの購買計画を区分して含ませなければならない。

第13条(租税減免及び社会保険料の支援) 国及び地方自治体は社会的企業に対し「法人税法」、「租税特例制限法」及び「地方税法」が定めるところによって国税及び地方税を減免することができる。

国は社会的企業に対し「雇用保険及び産業災害補償保険の保険料徴収等に関する法律」による雇用保険料及び産業災害補償保険料、「国民健康保険法」による保険料、及び「国民年金法」による年金保険料の一部を助成することができる。

第14条(社会サービスを提供する社会的企業に対する財政支援) 労働部長官は社会サービスを提供する社会的企業に対し、予算の範囲内の公募及び審査により社会的企業の運営に必要な人件費、運営経費、諮問費用など財政的助成をすることができる。

労働部長官は、企業又は地方自治体と連携している社会的企業に対して第1項の助成をする場合は、連携企業や連携地方自治団体の財政支援状況を考慮し事業費を追加助成することができる。

財政助成対象の選定要件及び審査手続きなどに関して必要な事項は労働部令で定める。

第15条(連携企業の責任限界) 連携企業は社会的企業の勤労者に対し雇用上の責任を負わない。

第16条(連携企業に対する租税減免) 国及び地方自治体は連携企業に対し「法人税法」、「租税特例制限法」及び「地方税法」が定めるところにより、国税及び地方税を減免することができる。

第17条(報告など) 社会的企業は事業実績、利害関係者の意思決定参加内容など労働部令が定める事項を記載した事業報告書を作成し、毎会計年度の2月末までに労働部長官に提出しなければならない。

労働部長官は社会的企業を指導監督し、必要と認める場合は社会的企業及びその構成員に対しその業務に必要な報告や関係書類の提出を命ずることができる。

労働部長官は第1項及び第2項による報告事項の検討及び指導監督の結果、必要な場合は是正を命令することができる。

第18条(認証の取り消し) 労働部長官は社会的企業が次の各号の一つに該当する場合は認証を取り消すことができる。

1. 虚偽又は不正な方法で認証を受けた場合
2. 第8条の認証要件を整備することができなくなった場合

労働部長官は第1項によって認証を取り消そうとする時は聴聞を実施しなければならない

ない。

認証取り消しの具体的基準及び細部の手続きは労働部令で定める。

第 19 条(類似名称の使用禁止) 社会的企業ではない者は社会的企業又はこれに類似する名称を使用してはならない。

第 20 条(権限の委任) この法律による労働部長官の権限は大統領令が定めるところにより、その一部を地方自治体の長又は職業安定機関の長に委任することができる。

第 21 条(過怠料) 次の各号にあたる者は 1 千万ウォン以下の過怠料に処する。

1. 第 17 条第 3 項による是正命令を履行しない者

2. 第 19 条の規定に違反し社会的企業又はこれに類似する名称を使った者

次の各号にあたる者は 500 万ウォン以下の過怠料に処する。

1. 第 9 条第 2 項による定款等の変更に対する報告義務を履行しない者

2. 第 17 条第 1 項による事業報告の作成提出義務を怠たり、又は虚偽その外の不正な方法でこれを作成した者

3. 第 17 条第 2 項による報告又は書類提出の命令に応ぜず、又はこれを虚偽で行った者
第 1 項及び第 2 項による過怠料は大統領令が定めるところにより、労働部長官が賦課徴収する。

第 3 項による過怠料賦課処分に不服の者は、その処分の公示日から 30 日以内に労働部長官に異議を申し立てることができる。

第 3 項による過怠料賦課処分を受けた者が第 4 項によって異議を申し立てた時には労働部長官は遅滞なく管轄裁判所にその事実を通知しなければならず、その通知を受けた管轄裁判所は「非訟事件手続法」による過怠料の裁判を行う。

第 4 項による期間内に異議を申し立てず過怠料を納付しない時は、国税滞納処分にならない、これを徴収する。

付則

この法律は 2007 年 7 月 1 日から施行する。